

議案第 86 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定
について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年 2 月18日 提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

（提案理由）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴う長期優良住宅建築等計画の認定等及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定に係る申請手数料を定めようとするものである。

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

鎌倉市手数料条例(平成12年3月条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部都市計画部関係の款中第87項を第93項とし、第76項から第86項までを6項ずつ繰り下げ、第75項中「第80項」を「第88項」に改め、同項を同款第81項とし、同款第74項の次に次の6項を加える。

75 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第1項の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請(同法第17条第4項の規定による申出をする場合に限る。)に対する審査

特定建築物の建築等及び維持保全の計画認定申請手数料

(1) 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定(以下この項から第78項までにおいて「構造計算適合性判定」という。)を求めなければならない建築物

建築物の床面積(変更等(建築物の計画の変更、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途の変更をする場合をいう。以下この項から第78項までにおいて同じ。)に係る場合においては、当該変更等をする建築物の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積(ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積))を合計した面積に応じ第1項第1号又は第2項各号に規定する額

(2) 前号の建築物以外の建築物

1件につき建築物の床面積(変更等に係る場合においては、当該変更等をする建築物の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積(ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積))を合計した面積に応じ第1項第1号又は第2項各号に規定する額に構造計算適合性判定を求める必要がある一の建築物の床面積(変更等に係る場合においては、当該変更等をする建築物の床面積(ただし、増築に係る場合(建築物の計画の変更をして増築する場合を含む。)においては、当該増築に係る部分の床面積

に構造計算適合性判定を
求める必要がある当該建
築物の既存部分の床面積
を加えた床面積))に応じ
次の区分ごとに定める額
を加えた額

ア 床面積の合計が
1,000平方メートル
以内のもの
166,800円(建築物の
構造方法が安全性を
有することを認定プ
ログラムによって確
かめられたものにつ
いては、115,300円)

イ 床面積の合計が
1,000平方メートル
を超え、2,000平方メ
ートル以内のもの
222,400円(建築物
の構造方法が安全性
を有することを認定
プログラムによって
確かめられたものに
ついては、143,700
円)

ウ 床面積の合計が
2,000平方メートル
を超え、10,000平方
メートル以内のもの
255,000円(建築物
の構造方法が安全性
を有することを認定
プログラムによって
確かめられたものに
ついては、157,300
円)

エ 床面積の合計が
10,000平方メートル
を超え、50,000平方
メートル以内のもの
336,900円(建築物
の構造方法が安全性
を有することを認定
プログラムによって
確かめられたものに
ついては、199,300
円)

オ 床面積の合計が

50,000平方メートル
を超えるもの
619,300円(建築物の
構造方法が安全性を
有することを認定プ
ログラムによって確
かめられたものにつ
いては、337,900円)

(3) 建築設備

第4項各号に規定する額

76 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更認定の申請(同条第2項において準用する同法第17条第4項の規定による申出をする場合に限る。)に対する審査

特定建築物の建築等及び維持保全の計画変更認定申請手数料

(1) 構造計算適合性判定を求める必要がない建築物

建築物の床面積(変更等に係る場合においては、当該変更等をする建築物の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積(ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積))を合計した面積に応じ第1項第1号又は第2項各号に規定する額

(2) 前号の建築物以外の建築物

1件につき建築物の床面積(変更等に係る場合においては、当該変更等をする建築物の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積(ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積))を合計した面積に応じ第1項第1号又は第2項各号に規定する額に構造計算適合性判定を求める必要がある一の建築物の床面積(変更等に係る場合においては、当該変更等をする建築物の床面積(ただし、増築に係る場合(建築物の計画の変更をして増築する場合を含む。))においては、当該増築に係る部分の床面積に構造計算適合性判定を求める必要がある当該建築物の既存部分の床面積

を加えた床面積))に応じ
前項第2号の区分ごとに
定める額を加えた額

(3) 建築設備

第4項各号に規定する額

77 長期優良住宅の普及の促進
に関する法律（平成20年法律
第87号。以下第80項までにお
いて「法」という。）第5条第
1項から第3項までの規定に
基づく長期優良住宅建築等計
画の認定の申請に対する審査

長期優良住宅建築等計
画認定申請手数料

(1) 法第6条第2項の
規定による申出をし
ない場合

1戸につき建築物の住戸
の総数に応じ次に掲げる
額を当該住戸のうち同時
に申請を行う住戸の合計
数（次号において「同時
申請住戸数」という。）で
除して得た額（100円未満
の端数があるときは、こ
れを切り捨てる。次号に
おいて同じ。）とする。

ア 法第6条第1項
各号に掲げる基準に
適合していることに
ついて、あらかじめ
住宅の品質確保の促
進等に関する法律
（平成11年法律第81
号）第5条第1項に
規定する登録住宅性
能評価機関による審
査を受けたとき。

住戸の総数が1戸
のもの 6,000円

2戸以上5戸以下
のもの 12,000円

6戸以上10戸以下
のもの 21,000円

11戸以上30戸以下
のもの 31,000円

31戸以上50戸以下
のもの 58,000円

51戸以上100戸以
下のもの 99,000円

101戸以上200戸以
下のもの
160,000円

201戸以上300戸以下のもの
200,000円

301戸以上のもの
210,000円

イ ア以外のとき。

住戸の総数が1戸のもの 45,000円

2戸以上5戸以下のもの 110,000円

6戸以上10戸以下のもの 170,000円

11戸以上30戸以下のもの 340,000円

31戸以上50戸以下のもの 600,000円

51戸以上100戸以下のもの
1,000,000円

101戸以上200戸以下のもの
1,900,000円

201戸以上300戸以下のもの
2,700,000円

301戸以上のもの
3,400,000円

- (2) 法第6条第2項の規定による申出をする場合
- 1戸につき建築物の住戸の総数に応じ前号ア及びイに掲げる額を同時申請住戸数で除して得た額に、法第6条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ次に掲げる額を加えた額とする。

ア 構造計算適合性判定を求める必要がない建築物

建築物の床面積
(変更等に係る場合
においては、当該変
更等をする建築物の
床面積の合計に0.5
を乗じて得た面積
(ただし、建築物の
計画の変更で床面積
の増加する部分にあ
っては、当該増加す
る部分の床面積))を
合計した面積に応じ
第1項第1号又は第
2項各号に規定する
額

イ アの建築物以外
の建築物

1件につき建築物
の床面積(変更等に
係る場合において
は、当該変更等をす
る建築物の床面積の
合計に0.5を乗じて
得た面積(ただし、
建築物の計画の変更
で床面積の増加する
部分にあっては、当
該増加する部分の床
面積))を合計した面
積に応じ第1項第1
号又は第2項各号に
規定する額に構造計
算構造性判定を求め
る必要がある一の建
築物の床面積(変更
等に係る場合におい
ては、当該変更等を
する建築物の床面積
(ただし、増築に係
る場合(建築物の計
画の変更をして増築
する場合を含む。)に
おいては、当該増築
に係る部分の床面積
に構造計算適合性判
定を求める必要があ
る当該建築物の既存
部分の床面積を加え
た床面積))に応じ第
75項第2号の区分ご
とに定める額を加え

		た額
		ウ 建築設備
		第4項各号に規定する額
78 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	
	(1) 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をしない場合	1戸につき建築物の住戸の総数に応じ次に掲げる額を当該住戸のうち当該申請を行う日の前日までの間に法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定を受けた住戸の合計数(次号において「既認定住戸数」という。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次号において同じ。)とする。
		ア 法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けたとき。
		住戸の総数が1戸のもの 3,000円
		2戸以上5戸以下のもの 6,000円
		6戸以上10戸以下のもの 10,500円
		11戸以上30戸以下のもの 15,500円
		31戸以上50戸以下のもの 29,000円
		51戸以上100戸以下のもの 49,500円
		101戸以上200戸以

下のもの 80,000円

201戸以上300戸以下
下のもの
100,000円

301戸以上のもの
105,000円

イ ア以外のとき。

住戸の総数が1戸
のもの 22,500円

2戸以上5戸以下
のもの 55,000円

6戸以上10戸以下
のもの 85,000円

11戸以上30戸以下
のもの 170,000円

31戸以上50戸以下
のもの 300,000円

51戸以上100戸以下
のもの
500,000円

101戸以上200戸以下
のもの
950,000円

201戸以上300戸以下
のもの
1,350,000円

301戸以上のもの
1,700,000円

(2) 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をする場合

1戸につき建築物の住戸の総数に応じ前項ア及びイに掲げる額を既認定住戸数で除して得た額に、法第6条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ次に掲げる額を加えた額とする。

ア 構造計算適合性判定を求める必要がない建築物

建築物の床面積
(変更等に係る場合
においては、当該変
更等をする建築物の
床面積の合計に0.5
を乗じて得た面積
(ただし、建築物の
計画の変更で床面積
の増加する部分にあ
っては、当該増加す
る部分の床面積))を
合計した面積に応じ
第1項第1号又は第
2項各号に規定する
額

イ アの建築物以外
の建築物

1件につき建築物
の床面積(変更等に
係る場合において
は、当該変更等をす
る建築物の床面積の
合計に0.5を乗じて
得た面積(ただし、
建築物の計画の変
更で床面積の増加
する部分にあつて
は、当該増加する
部分の床面積))を
合計した面積に応
じ第1項第1号又
は第2項各号に規
定する額に構造適
合性判定を求める
必要がある一の建
築物の床面積(変
更等に係る場合に
おいては、当該変
更等をする建築物
の床面積(ただし、
増築に係る場合
(建築物の計画の
変更をして増築す
る場合を含む。))
においては、当該
増築に係る部分の
床面積に構造計算
適合性判定を求め
る必要がある当該
建築物の既存部分
の床面積を加えた
床面積))に応じ第
75項第2号の区分
ごとに定める額を
加え

た額

ウ 建築設備

第4項各号に規定
する額

79 法第9条第1項の規定に基づき譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1件につき 2,100円
80 法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき 1,700円

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表市長の部都市計画部関係の款第74項の次に6項を加える改正規定（第77項から第80項までを加える部分に限る。）は、平成21年6月4日から施行する。